

区民の声の公表【令和7年(2025年)9月受付分】

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先(電話、FAX)	受付日	関連情報
環八から大蔵総合運動場への道	環八から砧公園沿いに大蔵総合運動場へ行く道についてお願いがあります。自転車で通る際、歩道は狭くガタガタ道です。車道を通る際も交通量が多い上に道幅が狭く大変危険です。砧公園のサイクリングロードを使えば良いと思われるかもしれません、近隣の学生等が共団でジョギングしている事が多く、自転車で通ると危険を感じます。大蔵総合運動場はプールや区主催の子ども向けスポーツ教室もあり、子供が利用する事が多い場所です。安全で子供でも通りやすい道路整備をお願い出来ないでしょうか。	ご意見をいただきました当該道路(美術館通り)につきましては、車両の交通量が多く、歩道も一部狭い箇所もあるため、自転車の走行環境に関してご不便をお掛けして申し訳ございません。今後、道路を改修していく際には、皆様が安心して通行できるよう、自転車の走行環境に配慮した整備を検討して参ります。また、路面のガタつき等の不具合につきましては、現地を調査させていただき、必要な補修をさせていただきます。	土木部 工事第二課 砧土木管理事務所	電話 03-3417-9571 FAX 03-3417-9573	令和7年(2025年) 9月1日	
図書館カウンターもしくは返却ポストの増設	図書館が近隣とは言えない距離にあるため、図書館カウンターを利用させていただいています。非常に便利で、利用者も多く見受けられますので、区民からの支持も高いものを感じています。しかししながら図書館カウンターの数は少なく、まちづくりセンター等の区の施設への増設をご検討いたさたいです。また、返却ポストが近隣にあるだけでも返却しやすい環境ができると思うため、返却ポストの増設もご検討をお願いします。	区では、地域図書館や地域図書室を概ね半径1km・徒歩15分圏内に設置していますが、図書館サービスを補完するために、区内でも乗降客数が多い三軒茶屋駅、下北沢駅、二子玉川駅に図書館カウンターを設置してきました。図書館カウンターは、9時から21時まで利用可能であるため、大変多くの方にご利用いただけています。お住まいの地域では、近くに図書館施設がないとのことで、ご不便をおかけして申し訳ございません。この度は、まちづくりセンター等の区施設への図書館カウンターの増設に関するご意見をいただきましたが、新規設置については予算や他の公共サービスとの調整など様々な制約があり、現時点では設置計画はございません。しかしながら、昨年度から下北沢駅に開館時間外でも予約資料の受取りが可能な図書館ブックボックスを設置しており、今年度も区内の鉄道駅付近への増設を検討しています。貴重なご意見は、返却ポストの増設を含め今後の利便性向上の取組みの参考とさせていただきますので、引き続き区の図書館サービスをご利用いただけますようお願いします。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	令和7年(2025年) 9月1日	
ボタン電池等の回収について	区ではボタン電池などの回収を行なっていないため現在は已む無く燃ごみとして出していますが、発火などの危険がある事に加えて再利用可能な金属資源を無駄にしてしまっています。以前は家電量販店で乾電池等も含めて回収してくれていましたが、現在は行われなくなっています。近隣のスーパーでは直径10mm程度の小さなボタン電池だけは回収していますが、より大きなサイズの物は受け付けていません。区で資源収集日に回収するか、最低でもエコプラザへの持ち込みなどによってボタン電池など金属資源の再利用が可能な電池類を回収して戴きたく、宜しくご検討の程お願いします。 <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/02241/25227.html">(関連情報欄のリンクからご覧いただけます)</a>	現在世田谷区では、燃ごみから選別して金属の資源化を行っており、乾電池、コイン電池につきましては、民間の資源化事業者に引渡し、再資源化を行っています。また、ボタン電池につきましては、微量の水銀を含む製品もあるため区では回収しておらず、一般社団法人電池工業会が、適正処理を目的として一部のスーパーマーケットや家電量販店等に設置している回収ボックスに入れていただくようご案内しています。なお、リチウムイオン電池などの充電式電池につきましては、一般社団法人JBRCが、リサイクルを目的として一部の家電量販店等に回収ボックスを設置しているため、そちらをご利用いただくようご案内していますが、区としても令和7年(2025年)10月から燃ごみの日に収集し、再資源化を行うことを予定しています。詳細は、以下URLよりご確認ください。 <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/02241/25227.html">(関連情報欄のリンクからご覧いただけます)</a>	清掃リサイクル部 事業課	電話 03-6304-3297 FAX 03-6304-3341	令和7年(2025年) 9月3日	10月から充電式電池を収集します!世田谷区公式ホームページ
保育所の不足につきまして	現在1歳になる第1子と夫婦で暮らしています。今般、認可保育園が落ち、待機児童となりました。認証保育園や一時預かりもウェイティング登録していますが、どこも空きが無く育休を延長しました。これからも私一人で育児と家事を担う状況が続くかと思うと体力的にも精神的にもつらい状況です。(区にも確認しましたが、助成対象の施設だと空きが無いなら他に案内できる場所はないとのこと)費用となる一時預かりは0歳クラスは4時間が上限で且つ3600円もかかると、復職でできない私には支払うことが重荷で長期的な解決策ではありません。我々夫婦は、社会人になってからこれまで特別徴収税を納付していますが、若い世帯が一番最初に直面する壁である「出産・育児」において恩恵を受けられない状況が報われない気持ちになります。(認可保育園は指數で優先順位が決まるので、我々のような共働き夫婦は沢山いる状況が分かりました)子育て支援金等も区から頂いていますが、「子どもを預かってくれる助成対象の場所があること」が親の負担軽減にとって一番大事です。これでは2人目も考えられない状況です。今のこの状況に救済措置はありますか。	区では、就学前人口は減少していますが、保育の利用を希望される方の割合が年々高まっていることなどから、令和7年(2025年)4月入園において47人の待機児童が生じました。この状況を踏まえ、令和8年(2026年)4月入園に向けた保育の定員を確保する取組みを現在進めているところです。一方、年度途中の新規施設の開設は予定していませんので、申し訳ございませんが、入園に関しましては既存保育施設の空き状況をご確認いただくようお願いします。 一時預かり等につきましては、低所得者の方等を対象に利用料の減免を実施しています。減免等の対象につきましては下記区のホームページをご確認ください。 区ホームページ:一時預かり事業の種類および減免について <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/22465.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/22465.html</a> また、すでに区に相談はされているとのことですが、区の子育て関連情報をまとめた総合案内ガイドブックのリンク先を掲載します。 ご確認いただき、必要に応じて相談窓口にご相談をお願いします。 区ホームページ:せたがや子育て応援ブック <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/02413/1273.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/02413/1273.html</a> (区ホームページは関連情報欄のリンクからご覧いただけます)	子ども若者部 保育課	電話 03-5432-2448 FAX 03-5432-3018	令和7年(2025年) 9月4日	一時預かり事業の種類および減免について 世田谷区公式ホームページ せたがや子育て応援ブック!世田谷区公式ホームページ
避難所での医療体制の見直しについて	災害時の医療体制の見直しがあり、避難所での医療対応は発災から72時間目以降となり、その間の対応は緊急医療救護所のみとしたことを知りました。発災直後は避難所での医療対応が困難で、医療資源を集中させる必要性は十分理解しますが、区民に対する広報の徹底と避難所救護所に指定されている場所には掲示板の設置をお願いします。	ご指摘の通り、従来は事前に定められた指定避難所20か所において、発災後速やかに医療救護所を開設し、応急手当やトリアージ対応を行う方針が取られておりましたが、世田谷区地域防災計画の見直しにより、発災から72時間以内は避難所での医療対応を行わず、医療資源を緊急医療救護所等に集中させる方針へと変更されました。今後、関係部局と連携し、住民の皆様が安心して避難行動を取れるよう、効果的な周知を検討・実施してまいります。	危機管理部 災害対策課	電話 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014	令和7年(2025年) 9月4日	
【北沢四丁目公園】鉄棒の設置を希望	北沢四丁目公園はそれほど大きくないものの、他の同規模の公園と比べ利用者が比較的多いと感じます。そこで、もし可能でしたら更に「鉄棒の設置」を検討してください。予算や設置スペースの問題などあるかどは存じますが、よろしくお願いいたします。	北沢四丁目公園への鉄棒の設置につきましては、現状を踏まえた上で難しいと考えております。しかしながら、いただいたご意見は北沢地域にある公園全体の役割分担の中で、遊具等を設置する際の参考にさせていただきます。なお、付近で鉄棒のある公園は、「つじ広場(北沢4-26-13)」です。参考に区内の健康器具のある公園を掲載した「健康器具マップ」をご紹介します。以下のリンク先(世田谷区公園緑地課ホームページ)をご参照ください。 <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/02075/4913.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/02075/4913.html</a> (区ホームページは関連情報欄のリンクからご覧いただけます)	みどり33推進担当部 公園緑地課 北沢公園管理事務所	電話 03-5431-1822 FAX 03-3412-6847	令和7年(2025年) 9月8日	健康器具マップ!世田谷区公式ホームページ
区長へのメールに寄せられた意見及び回答のデータベース化について	現在、寄せられた意見と回答については、過去1年間分について、月単位でPDFファイルによって公開されています。ざっと確認したところ、内容の重複するものや過去に回答があったものに対する同様の要望、意見が複数が見られました。これまで何度もメールを提出していますが、過去にどのような意見があり、それに対してどのような回答があったのかについては、提出に当たって確認しておきたいと考えます。現在の公開方法であると、月ごとにPDFファイルを開いて確認する必要があります、時間を要してしまいます。そこで、これまでの月単位での公開ではなく、意見と回答に関するキーワード検索が可能なデータベースの作成及び公開を希望します。公開要領の改正も必要かもしれないが、過去1年ではなく、過去5年程度は見られるようにしていただくとありがたい。	この度は区長へのメールについて貴重なご意見をいただきありがとうございます。寄せられた意見と回答については、区民の声取扱要領に基づき、申立者の公表の意思が確認でき、かつ区民の皆さんに広く知りたいことや多く寄せられ関心の高いと思われるご意見等を区のホームページにて過去1年間分について、月単位でPDFファイルにて公開しているほか、公表したご意見等を自由に利用、加工ができるように、オープンデータとしてエクセルファイルでも公開しています。いただいたご意見につきましては、添付ファイル容量が大きくなることや公開した当時の時勢や状況の変化等に伴い情報が古くなること等の課題が考えられるため長期間の公開は難しいものと考えていますが、区といしましては、区民の皆様から頂いたご意見ご提案について、引き続き誰もが利用しやすい状態となるように、上述のオープンデータの取り組みや区広報紙への定期的な掲載等での公開に努めてまいります。	政策経営部 広報広聴課	電話 03-5432-2014 FAX 03-5432-3001	令和7年(2025年) 9月9日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
緑化について	区に長く暮らしていますが、年々、木が減っていくことに危機感を抱いています。例えば、庭付きの一軒家が壊された後、庭木のない家となってしまうのが残念です。自治体によっては家を建てるときに木を数本植えないといけないという条例があると聞きました。区でもそのような条例を作っていただきたく、ご検討のほどお願いします。	区では、「世田谷区みどりの基本条例」等に基づき、敷地の規模に応じて緑化の基準(緑化面積・緑化率、樹木の本数、接道緑化の延長など)を設け、建築行為を行う場合には一定以上の緑地を確保いただくよう、緑化の指導・誘導を行っています。 具体的には、敷地面積が150㎡を超える建築物を建築する場合は、あらかじめ緑化計画書を区に提出いただき、指導等を行っています。さらに敷地面積が300㎡を超える場合は、都市緑地法に基づく「緑化地域制度」が適用され、規定の緑化基準を満たすことが建築の許可を得るための義務となっています。この「緑化地域制度」を導入しているのは、全国で世田谷区を含めて4自治体のみであり、全国的にも厳しい規制です。また、敷地面積が150㎡未満の建築物に対しては、中木1~3本の植栽などををお願いする「誘導基準」を設け、できる限り緑化にご協力いただいています。さらに基準以上の緑化を行う場合は、助成制度もご案内しています。詳しくは、区ホームページにも情報を掲載していますのでご参照ください。 <b>緑化助成(ページID:4705)</b> <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/02074/4705.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/02074/4705.html</a> (区ホームページは関連情報欄のリンクからご覧いただけます)	みどり33推進担当部 みどり政策課	電話 03-6432-7905 FAX 03-6432-7989	令和7年(2025年) 9月10日	<a href="#">緑化助成   世田谷区公式ホームページ</a>
区立中学からの野球ボール飛び出しへの安全対策	近所の中学校横を歩いていた際に、校庭から野球ボールが飛び出してきました。幸い私と家族には当たりませんでしたが、近くに駐車されていた車にぶつかっているのを目撃しました。人に当たっていた可能性も高く、大変危険な状況であると感じました。 実は三年前にも同様のことがあり、その際に教育委員会へ電話にて問い合わせを行いました。しかし、その後も十分な改善がなされていないようであり、再び事故につながりかねない状況が続いていることに強い不安を抱いております。学校での部活動は地域にとっても大切なものと理解しておりますが、通行人や近隣住民の安全が脅かされることは過ぎません。防球ネットの高さの見直しや設置場所の追加など、早急に有効な対策を検討・実施していただきたく、要望申し上げます。	この度は、中学校の部活動で使用していた軟式野球ボールが、ご通行中のすぐ近くまで飛んでくる事態となってしまいました。大変申し訳ありませんでした。また、3年前にも同様の事態があつたにも拘わらず、十分な改善ができていないことを重ねてお詫びします。 このボールは、野球の打撃練習中に生徒が打ったボールの飛距離が大きくなり、緑道のところまで飛び出したものであります。大きな事故につながりかねない事態であったと重く受け止めています。いただいた内容を学校側へ伝え、十分注意するよう注意喚起を行っています。 今後、野球の打撃練習の際は、反発係数の低いバットを使って打球が遠くまで飛ばないようにし、併せて、移動可能な防球ネットをより適切な位置に配置します。 緑道側の校庭の端にある防球フェンスをかさ上げすることは構造上できないことから、より高いフェンスを設置しなおすこととなるため、対応に時間を要する状況ですが、今回のような事象の再発防止に向け、対応の優先度を上げてもらうよう、担当部署に申し入れています。 引き続き、本区の教育にご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いします。	学校教育部 地域学校連携課	電話 03-5432-2723 FAX 03-5432-3025	令和7年(2025年) 9月11日	
子どもの遊び場について	区には小さいお出かけ広場はあるが区が運営する大きな遊べるスペースが少ない。区役所が綺麗になり、そこに何かできるか期待していたが何もなさそうで悲しい。三軒茶屋や下北沢など少し大きめの駅にも子供支援センターや遊べるスポットを作ってくれたら赤ちゃん連れでも出かけやすいのではないかと考えます。	<児童館等の子育て支援について> 現在、区内には乳幼児親子が過ごせる施設として、児童館が25施設・奥沢子育て児童ひろばが1施設設置されており、今後、児童館は33施設まで拡充していく計画としています。 児童館・奥沢子育て児童ひろばともに午前9時30分から開館しており、午前中のプログラムとしては0歳児、1・2歳児、乳幼児全般など曜日によって、年齢別のおでかけひろば事業や子育て講座を行っています。また、子育てサークルでは一年を通して自然に触ることや季節の遊びなど、保護者の方々と共に計画し実施しているところです。 このほか、児童館には乳幼児専用スペースもあり、遊具や絵本をはじめ、親子でゆっくりと過ごすことができる空間となっており、開館時間中はいつでも自由に来館して過ごすことができます。 児童館ごとに様々なプログラムを実施しておりますので、是非お近くの児童館へご来館いただければと存じます。 <b>参考:区ホームページ「親子で児童館に行ってみよう!(乳幼児向け)」</b> <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/02247/1262.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/02247/1262.html</a> (区ホームページは関連情報欄のリンクからご覧いただけます)	子ども若者部 児童課 子ども家庭課	児童課 電話 03-5432-2254 FAX 03-5432-3016 子ども家庭課 電話 03-5432-2569 FAX 03-5432-3081	令和7年(2025年) 9月12日	<a href="#">親子で児童館に行ってみよう!(乳幼児向け)   世田谷区公式ホームページ</a>
区立小学校の夏休みの宿題について	令和7年(2025年)の夏休みから、提出必須の宿題が自由研究のみとなりました。学校側の意図は、子どもの学習面での主体性を伸ばすことであり、保護者としてその目的は理解しています。また、教員の負担軽減も背景にあったのではないかと推察します。学校からは、夏休み期間の学習方針として「本をたくさん読むこと」、「学習を計画的に進めること」の2点が提示されました。 しかし、これまでのドリルや読書課題等がなくなったことで、最低限の学習量がわからぬいため家庭でどのようにカバーしてあげたらいいのかわからず、とても困りました。休み期間の子どもの学力を担保するための具体的な目安が示されていない点にも戸惑いを感じます。家庭にすべて委ねられたように感じ、今後、夏休みがくるたびに子どもの学力にブランクが生じるのではないかと不安です。 世田谷区全体の教育への取り組みとして、対応策を考えてほしいです。	学校では、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した教育の計画である教育課程により必要な学習指導を行っています。 ご意見にもありましたとおり、夏休みは、子どもの学習面での主体性を伸ばすこと、一学期の振り返りをしながら、子どもたち自身が自分にあつた学習スタイルを見つけ、学ぶ習慣を身につけることや、学習することの楽しさを感じる時間に充てていただきたいと考えています。 保護者様におきましては、お子様の学習の時間、量、進め方など様子をご覧いただきながら、お子様自身が、「わかつた」「できた」といった学ぶことの楽しさや喜びを感じられるようにアドバイスをいただけたら幸いです。 夏休みの宿題の多少や要否については、ご家庭によってもご意見が分かれるところかと存じます。夏季休業期間の宿題のねらいや取り組み方、家庭での過ごし方など不安なことがありましたら、お子様の学校での面談等に際して、ご相談いただければと存じます。 学ぶことの楽しさは、学習意欲、学力向上にもつながります。今後とも、学校との連携、本区の教育へのご理解・ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。	学校教育部 教育指導課	電話 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041	令和7年(2025年) 9月17日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
学校配布iPad	学校配布のiPadでYouTube(検索サイトから閲覧)ができてしまう件、既に意見が出ているかと思いますが、制限をかけていただきたいです。家で管理には限界があります。機械的に見ることができないようにしてください。	<p>学習用のiPadにつきましては、「せたがやまなびチャンネル」をはじめ、動画コンテンツを学校教育で使用する場合があることから、YouTubeアプリやWebブラウザにてYouTubeを閲覧できるようにしています。</p> <p>しかしながら、ご家庭での利用状況や方針に応じてiPadの利用設定を実施いただけけるよう、令和4年(2022年)12月より「スクリーンタイム機能」を提供しており、YouTubeはWebブラウザとアプリの双方を制限可能です。</p> <p>また、現在、新たに貸与、配布中の新iPadについては、保護者様のスマートフォンから、iPadの利用を制御できる「Jamf Parent※」を導入しています。</p> <p>設定方法については、区ホームページ上に掲載しておりますので、よろしければご参考ください。 (関連情報欄にリンクを記載しました)</p> <p>※保護者様がandroid端末をご利用の場合は、Jamf社都合により、現在一時的に「Jamf Parent」の機能が制限されているため、「スクリーンタイム機能」をご利用ください。</p> <p>【学習用タブレット端末(iPad) スクリーンタイム設定手順】 <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/1811/screentimemanual061107.pdf">https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/1811/screentimemanual061107.pdf</a></p> <p>【2025学習用タブレット端末(iPad)Jamf Parent保護者様向け設定手順】 <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/1811/jamfpARENTmanual.pdf">https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/1811/jamfpARENTmanual.pdf</a></p> <p>【設定手順についてのお問い合わせ】 <a href="https://icthelp.fastcloud.jp/fa/QA/web/index.html">https://icthelp.fastcloud.jp/fa/QA/web/index.html</a> 「新規問い合わせを行う」より問い合わせフォームにお進みください。</p> <p>学習用iPadの適切な活用や、長時間使い過ぎず節度を持って利用すること、安全なサイトから正しい情報を得て活用していくことなどのICTリテラシーについては、引き続き学校からもお子さんへ指導してまいりますので、お困りのことがありましたら学校へご相談ください。</p>	教育総合センター 教育DX推進担当課	電話 03-6453-1506 FAX 03-6453-1534	令和7年(2025年) 9月19日	<a href="#">(区HP 学習用タブレット(iPad)スクリーンタイム設定手順)screentimemanual061107.pdf</a>  <a href="#">(区HP 2025学習用タブレット端末(iPad)Jamf Parent保護者様向け設定手順)【保護者向け】Jamf Parent手順書240721.pdf</a>  <a href="#">(区HP)ICTサポート窓口</a>
リチウムイオン電池の回収について	<p>リチウムイオン電池の回収について、体制の整備をお願いしたくメールさせて頂きました。</p> <p>先日、保有しているリチウムイオン電池の入ったモバイル充電器が膨れ上がり、熱を持ち始めました。報道等でも火災原因として取り沙汰されるようになっていることから非常に不安ながら、区のHPを確認して家電量販店に行きましたが、膨らんだ電池は受け取り拒否。区民の方のブログで区の清掃課に連絡後、環境センターで受け取ってもらった実績があると知り、その手順を踏み受け取って貰えましたが、とてもシステム化された回収とはいえず、都合がつかない場合には各家庭で一定の不安と鬱陶ながら保管せざるを得ない状況だと思います。</p> <p>私が経験したようなタライ回し行政が起こらないよう、回収体制の整備とその周知をお願いできませんでした?</p> <p>よろしくお願いします。</p>	<p>リチウムイオン電池をはじめとする充電式電池については、本来、生産者責任の下、製造事業者が適切に回収する必要があります。世田谷区では、発火の危険性があることから排出禁止物に指定しており、処分にあたっては業界団体などの自主回収をご案内していましたが、膨張、破損が見られるものは回収しないなど区民の皆様から処分方法について多くの問い合わせをいただいていました。</p> <p>また、不適正な排出によって収集車や処理施設での火災事故が全国的に頻発していることから、令和7年(2025年)10月より、火災対策を整えたうえでリチウムイオン電池をはじめとする充電式電池及び充電式電池内蔵の小型家電製品を不燃ごみとして収集を実施することとしました。</p> <p>詳しくは区ホームページ (URL:<a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/02241/25227.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/02241/25227.html</a>)に記載していますのでご一読いただけます。</p> <p>(関連情報欄のリンクからご覧いただけます)</p> <p>なお、膨張した充電式電池につきましても、一部施設での窓口回収を行うことを公表しています。</p>	清掃リサイクル部 事業課	電話 03-6304-3297 FAX 03-6304-3341	令和7年(2025年) 9月25日	<a href="#">10月から充電式電池を収集します!世田谷区公式ホームページ</a>
マイナンバーカードの更新手続き	<p>以下の2点について、改善していただきたいです。</p> <p>①マイナンバーカード受け取りの予約日が空いていないので、枠を増やして欲しいです。 ②マイナンバーカード受け取りの予約が翌月末までしか取れないでの、もっと先の日付まで予約できるようにしてください。</p>	<p>①このたびは、マイナンバーカード交付のご予約が大変取りづらい状況となっており、ご不便をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。</p> <p>予約枠数につきまして、区民の皆様に少しでも早く交付できるよう、現在可能な限り最大の予約枠を設けておりますが、成年の方のマイナンバーカード更新が始まったことや健康保険証の新規発行が終了したことにより、マイナンバーカードの申請が想定を大幅に越える状況となっております。</p> <p>現在、土曜日・日曜日に随時開催している臨時窓口の回数を増やすなど、予約枠の拡充に努めていますが、皆様にご満足いただける交付体制を提供させていただくことが叶わず、申し訳ございません。さらなる臨時窓口の開催等も含め、一日も早くご不便を解消できるよう尽力してまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>②多くの区民の皆様からのご指摘を踏まえ、2か月先のご予約についてもお取りいただけるように変更いたしました。ご予約枠を公開いたしましたのでご活用いただけますと幸いです。</p>	地域行政部 マイナンバー担当課	電話 03-6413-9481 FAX 03-6413-9482	令和7年(2025年) 9月29日	